

# 医療安全トピックス TOPICS

Vol. 162

井上 純子

公益財団法人日本医療機能評価機構  
医療事故防止事業部 副部長

## 医療安全情報 No. 158 「徐放性製剤の粉碎投与」について

公益財団法人日本医療機能評価機構で提供する医療安全情報で、2024年3月に公表した第75回報告書の再発・類似事例の分析で取り上げた「徐放性製剤の粉碎投与(医療安全情報No.158)」について紹介します。

公益財団法人日本医療機能評価機構では、医療事故情報収集等事業(以下:本事業)を実施しており、医療安全推進のため四半期ごとに報告書を作成・公表しています。過去の医療安全情報や、報告書の分析テーマの内容を再発・類似事例として再度取り上げ、あらためて分析した上で注意喚起を繰り返しています。

### ●医療安全情報 No. 158

#### 「徐放性製剤の粉碎投与」の内容

徐放性製剤とは、有効成分の放出速度などを調節して投与回数の減少、薬効の持続、副作用の低減などをはかる目的で開発されたものです。徐放性製剤の剤形を変更すると、血中濃度が急激に上昇して副作用が出現したり、期待する薬効が得られなかったりする可能性があります。そのため、粉碎・分割して投与したり、患者がかみ砕いて服用したりすることは禁止されています。

医療安全情報No.158(2020年1月提供)では、これらが原因で患者に影響があった事例が報告されたことから、徐放性製剤の薬剤名や製剤のイメージをイラスト化したものを掲載し、報告された事例とともに注意喚起を行いました(図表1)。

### ●再発・類似事例

医療安全情報No.158で注意喚起後も、本事業に類似事例が報告されました。そこで、第75回報告書(2024年3月公表)では、医療安全情報No.158の集計期間後の2019年12月~2023年12月までに報

【図表1】 No. 158 徐放性製剤の粉碎投与

